3　第十七条第二項の規定は、前項第二号に規定する棚卸資産について準用する。

4　第二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（売上高の表示方法）

第七十二条　［略］

2　前項の売上高の記載については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益に区分して記載するものとする。この場合において、当該記載は、顧客との契約から生じる収益の金額の注記をもつて代えることができる。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成しているときは、当該記載及び当該注記を省略することができる。

［項を削る。］

（営業外費用の表示方法）

第九十三条　営業外費用に属する費用は、支払利息、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第八十七条の規定により販売費として記載されるものを除く。）、有価証券売却損その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

様式第五号

【貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　年　月　日）	当事業年度 （　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［略］		
売掛金（純額）	×××	×××
契約資産	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
契約資産（純額）	×××	×××
［略］		
［略］		
負債の部		
流動負債		
［略］		
未払法人税等	×××	×××
契約負債	×××	×××
［略］		
［略］		

［項を加える。］

［項を加える。］

（売上高の表示方法）

第七十二条　［同上］

2　前項の売上高の記載については、製品売上高と商品売上高は区分して記載しなければならない。ただし、区分することが困難な場合は、この限りでない。

3　第一項の売上高のうち、半製品、副産物、作業くず等の売上高又は加工料収入等の役務収益で、その金額が売上高の総額の百分の十を超えるものについては、当該売上高又は収益を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（営業外費用の表示方法）

第九十三条　営業外費用に属する費用は、支払利息、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第八十七条の規定により販売費として記載されるものを除く。）、有価証券売却損、売上割引その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

様式第五号

【貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　年　月　日）	当事業年度 （　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［同左］		
売掛金（純額）	×××	×××
［同左］		
［同左］		
負債の部		
流動負債		
［同左］		
未払法人税等	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		